

事業及び物品の企画・制作についての規定

特定非営利活動法人寝屋川ラグビークラブ

クラブ・スクール関係者は、クラブ・スクール内における事業及び物品の企画・制作について、下記規定を遵守すること。

記

1. クラブ・スクール関係者は、事業及び物品の企画・制作を実施する場合、企画・制作内容を理事会へ事前に相談し承認を得ること。
企画者は、理事会承認後、全クラブ員、全スクール生へ告知し、参加・購入希望者を募ること。
ロゴマーク、名称の変更はこれを認めない。また、企画者は、クラブ員、スクール生に幅広く採用されるよう、企画・デザインに留意すること。
2. 企画者は、実施完了後速やかに、事業実施報告、制作物の見本、収支報告書を理事会へ提出し、承認を得ること。
制作物が承認内容と相違がある場合、理事会はその物品の配布を禁止できる。
収支が赤字の場合、原則、クラブはそれを補填しない。但し、理事会において補填についての承認がある場合はその限りではない。
収支が黒字の場合、企画者は、その全額をクラブ会計へ入金し事業収入とすること。

以上

附則

- ・上記規定は、令和6年4月1日より運用する。